

京都市告示第 4 5 5号

京都府環境を守り育てる条例附則第9項の規定により読み替えて適用される第33条第1項の規定に基づき、騒音に係る規制基準を次のとおりとし、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

時間の区分		区域の区分			
		第 1 種 区 域	第 2 種 区 域	第 3 種 区 域	第 4 種 区 域
昼 間	午前8時から	45	50	65	70
	午後6時まで	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル
朝・夕	午前6時から	40	45	55	60
	午前8時まで				
	午後6時から				
夜 間	午後10時から	40	40	50	55
	翌日の午前6時まで	デシベル	デシベル	デシベル	デシベル

備考1 この規制基準を適用する地域は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域とする。

2 区域の区分は、騒音規制法第4条第1項の規定により市長が指定する区域の区分とする。

3 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第2種区域にあつては、昼間及び朝・夕に限る。）とする。

- 4 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 6 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 7 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上で測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定することができるものとする。

(環境政策局環境企画部環境指導課)